

議案第2号

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月6日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和62年佐倉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

佐倉市千代田・染井野ふれあいセンター	佐倉市染井野三丁目3番地7
--------------------	---------------

別表第1に次のように加える。

佐倉市 千代 田・染 井野ふ れあい センタ ー	施設	第1会議室	930円	1,250円	1,500円	3,680円
		第2会議室	320円	430円	500円	1,250円
		第3会議室	600円	790円	950円	2,340円
	設備	調理設備	180円	180円	180円	540円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 佐倉市千代田・染井野ふれあいセンターに係る使用の許可その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。